

パブリック・コメント手続（意見募集）

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める
条例の改正について

意見募集期間

令和元年（2019年）

10月7日（月）～10月31日（木）

お問い合わせ先：こども育成部幼保児童施設課
電話 046-822-8224（直通）

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続きについて

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続きを行います。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続きにあたって

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について、国の省令（以下「基準省令」といいます。）改正が令和元年7月31日に公布されました。

このパブリック・コメント手続きは、基準省令改正に伴う本市の条例改正について、ご意見の募集を行うものです。

《改正する条例》

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

【目 次】

- ◆ 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の改正について…… 2
- ◆ 意見の提出方法…… 3

◆ 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の改正について

1. 改正された国の基準省令と対応する条例

国の基準省令	条 例
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）	児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例（平成 24 年横須賀市条例第 60 号）

2. 国の基準省令の改正概要

（1）改正の趣旨及び内容

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）により、耐火建築物に関する規定に適合しなければならない建築物から、3階建てで延べ面積が200㎡未満のものが除かれることとなった。一方で、保育園の用に供する建築物については、3階建てで延べ面積が200㎡未満のものであっても、保育室等を3階に設ける建物についてこれまでと同様に耐火建築物でなければならないこととなるよう所要の改正を行うものです。

3. 条例改正について

（1）改正する条例

①児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

国の基準省令のとおり条例改正を行います。

4. 施行日

令和 2 年 1 月 1 日（予定）

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和元年（2019年）10月7日（月）から10月31日（木）まで
- 2 あて先 こども育成部幼保児童施設課
- 3 提出方法
 - 書式は特に定めておりませんが、日本語で記述してください。
 - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
 - (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
 - (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
 - (4) (当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項
 - 次のいずれかの方法により提出してください。
 - (1) 直接持ち込み
 - ・ こども育成部幼保児童施設課（横須賀市役所はぐくみかん5階）
 - ・ 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
 - ・ 各行政センター
 - (2) 郵送
 - 〒238-8550
 - 横須賀市小川町11番地
 - 横須賀市役所 こども育成部幼保児童施設課
 - (3) ファクシミリ
 - 046-827-0652
 - (4) 電子メール
 - cfgi-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。

いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。